

## 地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、  
地域の子育て支援も、  
利用しやすく変わります。



新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。  
ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談等が受けられる「地域子育て支援拠点」等、地域の様々な子育て支援を充実していきます。



### 一時預かり

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所等、地域の身近なところで、子育て中の親子の交流や子育て相談等を行う事業です。



### ファミリー・サポート・センター事業

(子育て援助活動支援事業)

- 児童の預かり等の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と援助を行うことを希望する人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

### 放課後児童クラブ(学童保育)

- 保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごすことができるようにしている取組みです。
- 地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。

### 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、必要な保育を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

### 病児保育

- 病気や病後の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

### 新制度の取組みは、住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。

計画的に取組みを進めるため、市町村は新制度の開始(平成27年4月予定)から5年間で計画期間とする、「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくりま

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。  
すべての家族が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。

# 「子ども・子育て支援新制度」が 平成27年4月に本格スタートします。



## 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 1 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ「認定こども園」の普及を図ります。



川越市

問い合わせ先

●幼稚園に関すること

●保育所・認定こども園に関すること

こども未来部 こども政策課  
TEL 049-224-6278 FAX 049-223-8786

こども未来部 保育課  
TEL 049-224-5827 FAX 049-223-8786

※現行制度のまま継続する幼稚園の保育内容等については、各園にお問い合わせください。



## 新制度で増える教育・保育の場

小学校就学前のお子さんの施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の機能をあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。また、新たに少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。



### 幼稚園

3~5歳

#### 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

**利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)等を実施。

**利用できる保護者** 制限なし。  
※幼稚園については、新制度に移行するか現行制度のまま継続するかは、各園が決めることになっています。

### 保育所

0~5歳

#### 就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯等、家庭で保育のできない保護者。

### 認定こども園

0~5歳

#### 教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。  
※園により、受け入れる子どもの対象年齢が異なります。

#### 3つのポイント

- 1 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 2 保護者が働かなくなった等、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場等に参加できます。

### 地域型保育

0~2歳

#### 施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方等、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

#### 4つのタイプ

- 1 **家庭的保育(保育ママ)**  
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
- 2 **小規模保育**  
少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- 3 **事業所内保育**  
会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- 4 **居宅訪問型保育**  
障害・疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。

## 施設の利用の流れ

### 新制度に移行する施設等の利用を希望する場合は、利用のための認定を受けていただきます。



新制度では、お住まいの市町村による**3つの区分の認定**に応じて、施設等(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まっていきます。手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、お住まいの市町村や施設等から提供される情報をよくご確認ください。

#### 3つの認定区分

##### 1号認定

##### 教育標準時間認定

お子さんが**満3歳以上**で、教育を希望される場合

##### 利用先

幼稚園、認定こども園

##### 2号認定

##### 満3歳以上・保育認定

お子さんが**満3歳以上**で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望される場合

##### 利用先

保育所、認定こども園

##### 3号認定

##### 満3歳未満・保育認定

お子さんが**満3歳未満**で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望される場合

##### 利用先

保育所、認定こども園、地域型保育

#### 現行制度の利用の流れ

現行制度のまま継続する幼稚園を利用希望の場合

1 幼稚園等に直接利用希望申込みをします

2 幼稚園が行う面接等を受けます

3 幼稚園から入園許可を受けます

※認定を受ける必要はありません。



#### 子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

幼稚園等を利用希望の場合

1 幼稚園等に直接利用希望申込みをします

2 幼稚園等から入園の内定を受けます(定員超過の場合等には面接等の選考あり)

3 幼稚園等を通じて利用のための認定を申請します

4 幼稚園等を通じて市町村から認定証が交付されます(1号認定)

5 幼稚園等と契約をします

保育所等での保育を利用希望の場合

1 市町村に「保育の必要性」の認定を申請します  
※保育所等の利用希望の申込みも同時にできます。

2 市町村から認定証が交付されます(2号認定・3号認定)

3 保育所等の利用希望の申込みをします

4 申請者の希望、保育所等の状況等により、市町村が利用調整をします  
※保育を必要とするお子さん(2号認定・3号認定)の場合、必要に応じ、市町村が利用可能な保育所等のあっせん等もします。

5 利用先の決定後、契約となります

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号認定・3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

	現行制度のまま継続する幼稚園	新制度に対応する幼稚園・保育所等
入園料	各園が設定した額を入園時に支払います	なし(毎月の保育料に含まれています)
保育料	各園が設定した額を毎月支払います	市で設定した額を毎月支払います(所得状況により額が異なります)
補助金	所得状況を基に計算した額を1月末に支給します	なし(毎月の保育料が所得状況を考慮した額となっています)
選考方法	建学の精神等により各園が決定します	正当な理由がある場合を除き応諾義務があります

新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況に応じて定めることとなります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・公立保育所・地域型保育を利用する場合

利用者は**施設・事業者**と契約し、保育料を**施設・事業者**(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は**市町村**と契約し、保育料を**市町村**へ支払います。